

分析結果報告書

日本ナース協会
東京本部
〒100-8302
東京都千代田区千代田1-1-1
三井物産ビルディング
10F
TEL 03-5561-1111
FAX 03-5561-1112
E-MAIL info@jnsa.or.jp
WEB www.jnsa.or.jp

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.42	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジシ-1,2-ジクロロエチレン及びトシス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	13.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.37	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

[illegible]

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	13.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000004 mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.37	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.33	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,5-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.29	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,4-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.2 度	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.26	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000005 mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.35	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジシ-1,2-ジクロロエチレン及びトシ-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判	定	上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	畑川 新田系		
採取場所:	グリーンハイツ消防詰所		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年7月9日		
採取時刻:	10:15		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年7月9日 ~ 令和7年7月23日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	32.0 ℃	; 水	温: 31.0 ℃

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.32	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	
1	一般細菌		0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン		――― mg/L		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下	
2	大腸菌		不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン		――― mg/L		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		――― mg/L		200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物		――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン		――― mg/L		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物		――― mg/L		0.05mg/L以下	
4	水銀及びその化合物		――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸		――― mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン		5.8 mg/L		200mg/L以下	
5	セレン及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸		――― mg/L		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		――― mg/L		300mg/L以下	
6	鉛及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム		――― mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物		――― mg/L		500mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸		――― mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		――― mg/L		0.2mg/L以下	
8	六価クロム化合物		――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン		――― mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン		――― mg/L		0.0001mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素		――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸		――― mg/L		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール		――― mg/L		0.0001mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン		――― mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		――― mg/L		0.02mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸		――― mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類		――― mg/L		フェノールとして0.005mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物		――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン		――― mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		0.3 mg/L 未満		3mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム		――― mg/L		0.09mg/L以下	47	pH値		7.23		5.8以上8.6以下	
14	四塩化炭素		――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド		――― mg/L		0.08mg/L以下	48	味		異常なし		異常でないこと	
15	1,4-ジオキサン		――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下	49	臭気		異常なし		異常でないこと	
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチレン		――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物		――― mg/L		0.2mg/L以下	50	色度		1 度 未満		5度以下であること	
17	ジクロロメタン		――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		――― mg/L		0.3mg/L以下	51	濁度		0.1 度 未満		2度以下であること	
*遊離残留塩素			1.2 mg/L		（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――		―――		―――	
―――			―――				―――		―――				検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定			上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

試料名:	瑞穂中央		
採取場所:	京丹波町役場旧瑞穂支所		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年7月9日		
採取時刻:	11:55		
分析項目:	下記11項目		
分析日:	令和7年7月9日 ~ 令和7年7月23日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	30.0	℃ ; 水	温 : 27.5
			℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	14.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000005 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.60	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.36	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	2 度	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.1 mg/L	（*は、採取者測定）		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

試料名:	上大久保		
採取場所:	上大久保公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年7月9日		
採取時刻:	10:50		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年7月9日 ~ 令和7年7月23日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	27.0 ℃	; 水	温: 27.5 ℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.80	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.84	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.42	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジシ-1,2-ジクロロエチレン及びトシス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	6.55	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――			――		――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書



計量証明事業登録（京都府知事 第1050号 濃度）

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.49	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	（*は、採取者測定）		―――			―――	―――			
―――		―――		―――	―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書



Seal of the Ministry of Education, Imperial University of Tokyo

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.45	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.92	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定 上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.86	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.79	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値			
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下	
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下	
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	8.02	5.8以上8.6以下	
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと	
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと	
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること	
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――			―――		―――		―――	
―――		―――			―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

試料名:	質美第一 行佛系		
採取場所:	行佛防災センター		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年7月9日		
採取時刻:	09:20		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年7月9日 ~ 令和7年7月23日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	31.0 °C	: 水	温: 24.5 °C

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.53	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.2 mg/L	(*は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	丹波中央 質美系		
採取場所:	中村公民館 (質美)		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年7月9日		
採取時刻:	10:50		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年7月9日 ~ 令和7年7月23日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	30.0	℃ ; 水	温 : 29.0
			℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	12.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.53	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.33	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書



計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	13.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.60	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

A red square seal impression, likely the official seal of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) of Japan, located at the bottom right of the page.

試料名:	北部		
採取場所:	下粟野下水処理場		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年7月9日		
採取時刻:	09:45		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年7月9日 ~ 令和7年7月23日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	31.5	℃ ; 水	温 : 27.0
			℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1aLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.48	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

精工社

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.59	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.57	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	（*は、採取者測定）		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.54	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――	―――		―――		
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.56	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.63	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.1 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.60	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.74	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										